

鹿 児 島 県 公 報

令和元年9月6日（金）第36号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（※）

（水産振興課取扱い） 1

規

則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月6日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第11号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成20年鹿児島県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（昭和58年農林水産省令第45号）」を「（平成20年農林水産省令第10号）」に改める。

第4条第2項及び第9条各号中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

第10条中「組合」の次に「（漁業生産組合を除く。）」を加える。

第11条中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改める。

第15条中「組合」の次に「（漁業生産組合を除く。）」を加える。

別表8の項中「第11条の8第1項ただし書」を「第11条の11第1項ただし書」に改め、同表9の項中「第11条の8第2項」を「第11条の11第2項」に改め、同表10の項中「第11条の9ただし書」を「第11条の12ただし書」に、「及び第100条第1項」を「第100条第1項及び第100条の8第1項」に改め、同表11の項から13の項までの規定中「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同表15の項を削り、同表14の項中「別記第14号様式」を「別記第15号様式」に改め、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次の1項を加える。

14 法第15条の2第3項（法第96条第1項及び第100条の8第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の変更の届出	共済規程変更届出書（別記第14号様式）	(1) 共済規程の変更の理由を記載した書面 (2) 共済規程の新旧条文の対照表 (3) 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本（定款で総会又は総代会の議決を経ることを要しないものとされた事項にあつては、定款に定める手続を経たことを証する書面） (4) その他知事が必要と認める書類
---	---------------------	--

別表16の項及び17の項を次のように改める。

16 削除		
17 削除		

別表18の項中「第17条の3第2項ただし書」を「第17条の15第2項ただし書」に改め、同表20の項中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に、「理事の」を「理事又は監事の」に、「一時理事選任請求書」を「一時理事又は監事選任請求書」に改め、同表21の項中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同表22の項中「第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同表23の項中「第86条第2項、」を

削り、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に、「」を行う」を「」を設置する」に改め、同表24の項中「第86条第2項、」を削り、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同表25の項中「第86条第3項、」を削り、「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改め、「(漁業生産組合を除く。)」を削り、同表26の項中「第86条第4項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改め、同表27の項中「第86条第4項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第5項」を「第91条第5項」に改め、同表28の項中「第86条第4項、」を削り、「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改め、同表中30の項を36の項とし、29の項を35の項とし、28の項の次に次の6項を加える。

29 法第84条の7第2項の規定による漁業生産組合の定款の変更の届出	漁業生産組合定款変更届出書(別記第32号様式の2)	(1) 定款の変更の理由を記載した書面 (2) 定款の新旧条文の対照表 (3) 定款の変更を議決した総会の議事録の謄本 (4) 変更後の定款 (5) その他知事が必要と認める書類
30 法第85条の2第4項の規定による漁業生産組合の設立の届出	漁業生産組合設立届出書(別記第32号様式の3)	(1) 登記事項証明書 (2) 定款 (3) その他知事が必要と認める書類
31 法第85条の4第2項の規定による漁業生産組合の解散の届出	漁業生産組合解散届出書(別記第32号様式の4)	(1) 法第85条の4第1項の事由により解散した場合にあっては、次に掲げる書類 ア 解散の理由を記載した書面 イ その他知事が必要と認める書類 (2) 法第86条第4項において準用する法第68条第1項第1号の事由により解散した場合にあっては、次に掲げる書類 ア 解散を議決した総会の議事録の謄本 イ 登記事項証明書 ウ その他知事が必要と認める書類 (3) 法第86条第4項において準用する法第68条第1項第3号の事由により解散した場合にあっては、次に掲げる書類 ア 財産目録及び貸借対照表 イ その他知事が必要と認める書類 (4) 法第86条第4項において準用する法第68条第1項第4号の事由により解散した場合にあっては、次に掲げる書類 ア 登記事項証明書 イ 財産目録及び貸借対照表 ウ その他知事が必要と認める書類
32 法第85条の5第3項の規定による漁業生産組合の合併の届出	漁業生産組合合併届出書(別記第32号様式の5)	(1) 登記事項証明書 (2) 合併後存続する組合又は合併によって設立する組合の定款 (3) その他知事が必要と認める書類
33 法第85条の14の規定による漁業生産組合の清算終了の届出	漁業生産組合清算終了届出書(別記第32号様式の6)	(1) 登記事項証明書 (2) その他知事が必要と認める書類
34 法第86条の9の規定による漁業生産組合の	漁業生産組合組織変更届出書	(1) 組織変更計画 (2) 組織変更計画を承認した総会の議事録

組織変更の届出	(別記第32号様式の7)	の謄本 (3) 登記事項証明書 (4) その他知事が必要と認める書類
---------	--------------	--

別表に次の4項を加える。

37 法第126条の2第3号の規定による子会社対象会社を子会社とする場合の届出	子会社対象会社 子会社化届出書 (別記第34号様式の2)	(1) 子会社対象会社を子会社とする理由を記載した書面 (2) 漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下この項において「漁業協同組合等」という。)の最終の貸借対照表, 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務, 財産及び損益の状況を知ることができる書類 (3) 当該届出後における漁業協同組合等の収支の見込みを記載した書類 (4) 当該届出後における漁業協同組合等及びそれらの子会社の収支の見込み及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類 (5) 当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類 ア 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類 イ 業務の内容を記載した書類 ウ 最終の貸借対照表, 損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近の業務, 財産及び損益の状況を知ることができる書類 エ 役員役職名及び氏名を記載した書類 (6) 当該届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより, 当該漁業協同組合等又はそれらの子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して有することとなる場合には, 当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類 (7) その他知事が必要と認める書類
38 法第126条の2第4号の規定による子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなった場合の届出	子会社変更届出書(別記第34号様式の3)	(1) 子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなった理由を記載した書面 (2) その他知事が必要と認める書類
39 法第126条の2第5号の規定による子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となった場合の届出	子会社対象会社 変更届出書(別記第34号様式の4)	(1) 子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となった理由を記載した書面 (2) その他知事が必要と認める書類
40 法第126条の2第12号(水産業協同組合法施行規則第224条第1	不祥事件発生届出書(別記第34号様式の5)	(1) 不祥事件の概要書 (2) その他知事が必要と認める書類

項第21号に掲げる場合に 限る。)の規定による 不祥事件の発生の届 出		
--	--	--

別記第8号様式中「第11条の8第1項ただし書」を「第11条の11第1項ただし書」に改める。

別記第9号様式中「第11条の8第2項」を「第11条の11第2項」に改める。

別記第10号様式中「第11条の9ただし書」を「第11条の12ただし書」に改め、「第100条第1項」の次に「第100条の8第1項」を加える。

別記第11号様式から別記第13号様式までの規定中「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改める。

別記第15号様式を削り、別記第14号様式を別記第15様式とし、別記第13号様式の次に次の1様式を加える。

第14号様式(第3条関係)

共済規程変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

共済規程を変更したので、水産業協同組合法第15条の2第3項(第96条第1項(第100条の8第1項)において準用する同法第15条の2第3項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

第16号様式及び第17号様式 削除

別記第18号様式中「第17条の3第2項ただし書」を「第17条の15第2項ただし書」に改める。

別記第20号様式中「一時理事選任請求書」を「一時理事又は監事選任請求書」に、「理事の」を「理事又は監事の」に、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

別記第21号様式中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

別記第22号様式から別記第24号様式までの規定中「第86条第2項（第92条第3項，）」を「第92条第3項（）」に、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

別記第25号様式中「第86条第3項（第92条第4項，）」を「第92条第4項（）」に、「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改める。

別記第30号様式中「第86条第4項（第96条第5項，第100条の6第5項）」を「第96条第5項（第100条の8第5項）」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改める。

別記第31号様式中「第86条第4項（第96条第5項，第100条の6第5項）」を「第96条第5項（第100条の8第5項）」に、「第91条の2第5項」を「第91条第5項」に改める。

別記第32号様式中「第86条第4項（第92条第5項，）」を「第92条第5項（）」に、「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改め、同様式の次に次の6様式を加える。

第32号様式の2 (第3条関係)

漁業生産組合定款変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合の定款を変更したので、水産業協同組合法第84条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第32号様式の3 (第3条関係)

漁業生産組合設立届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合を設立したので、水産業協同組合法第85条の2第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第32号様式の4 (第3条関係)

漁業生産組合解散届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合を解散したので、水産業協同組合法第85条の4第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第32号様式の5（第3条関係）

漁業生産組合合併届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合を合併したので（ 組合と 組合は合併して 組合を設立したので）
水産業協同組合法第85条の5第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第32号様式の6 (第3条関係)

漁業生産組合清算終了届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合の清算が終了したので、水産業協同組合法第85条の14の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第32号様式の7（第3条関係）

漁業生産組合組織変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

漁業生産組合の組織を変更したので、水産業協同組合法第86条の9の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

別記第34号様式の次に次の4様式を加える。
第34号様式の2（第3条関係）

子会社対象会社子会社化届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

子会社対象会社を子会社とすることについて，水産業協同組合法第126条の2第3号の規定により，関係書類を添えて届け出ます。

第34号様式の3（第3条関係）

子会社変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったので、水産業協同組合法第126条の2第4号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第34号様式の4(第3条関係)

子会社対象会社変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったので、水産業協同組合法第126条の2第5号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

第34号様式の5（第3条関係）

不祥事件発生届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
組合名
代表者の職及び氏名 印

組合（子会社等）において不祥事件が発生したので、水産業協同組合法第126条の2第12号及び水産業協同組合法施行規則第224条第1項第21号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。